○犬山市都市公園条例

平成12年３月31日条例第14号

別表第３（第12条関係）

山の田公園テニスコート使用料

| 利用区分<br>施設区分 | 午前８時<br>30分から<br>午前10時<br>30分まで | 午前10時<br>30分から<br>午後０時<br>30分まで | 午後１<br>時から<br>午後３<br>時まで | 午後３<br>時から<br>午後５<br>時まで | 午後５<br>時から<br>午後７<br>時まで | 午後７<br>時から<br>午後９<br>時まで |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １面 | 利用区分ごとに　450円 | | | | | |

備考

１　午前10時30分から午後０時30分まで又は午後１時から午後３時までの利用区分を含んで利用する場合は、午後０時30分から午後１時までの時間について併せて利用できるものとする。この場合においては、この表に定める使用料のほか、使用料の30分相当額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を徴収するものとする。

２　市外の者が利用する場合の使用料は、この表及び前項に定める使用料の２倍に相当する額とする。

別表第４（第12条関係）

山の田公園夜間照明施設使用料

| 公園施設名称 | 利用区分 | 使用料 |
|---|---|---|
| 野球場夜間照明施設 | 最初の１時間まで１基 | 円<br>490 |
| | 超過30分ごとに１基 | 250 |
| テニスコート夜間照明施設 | 最初の１時間まで１面 | 250 |
| | 超過30分ごとに１面 | 130 |

備考　利用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。